

葛城市障害者活躍推進計画

機関名	葛城市、葛城市議会、葛城市教育委員会、葛城市選挙管理委員会、葛城市公平委員会、葛城市監査委員、葛城市農業委員会及び葛城市上下水道事業
任命権者	葛城市長、葛城市議会議長、葛城市教育委員会、葛城市選挙管理委員会、葛城市公平委員会、葛城市代表監査委員、葛城市農業委員会及び葛城市上下水道事業管理者（職員の採用については、市長部局で一括採用した上で行政委員会等へ出向を行っているため、連名での作成とする。）
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
葛城市における障害者雇用に関する現状と課題	令和6年6月1日時点において、実雇用率は法定雇用率を下回ったが、その達成のために採用しなければならない障害者数は充足していた。 実雇用率を法定雇用率以上とするため、今後も継続的な障害者採用の実施と障害を持つ職員の活躍推進に向けた一層の体制整備や取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※現状の法定雇用率：3%（ただし、経過措置として、令和6年4月以降2.8%、令和8年7月以降3.0%） （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率： 葛城市2.58%、葛城市教育委員会1.916% ※令和7年度からは地方公共団体の機関に係る特例認定の申請を行い、葛城市と葛城市教育委員会を同一の機関とみなし実雇用率を算定予定 （評価方法）毎年、の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
Ⅰ．障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を適切に選任し、組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、奈良労働局、大和高田公共職業安定所等）と連携体制を構築する。

(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員の障害に関する理解促進、啓発のため障害等をテーマにした講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害者の能力等を踏まえ、職務の選定について必要に応じて検討を行う。 ○必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検・検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレはほとんどの施設に設置済みだが、エレベーターを設置できない老朽施設も一部存在する。その他障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。
(2)募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性への配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、働きやすい環境を整える。
(4)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう必要に応じて検討を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。